

目 次

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業（第七條 — 第十五條）

第二節 計量証明検査（第十六條 — 第二十一條）

第三節 特定計量証明事業（第二十一條の二 — 第二十一條の六）

第四節 特定計量証明認定機関（第二十一條の七 — 第二十一條の十）

第七章 適正な計量管理（略）

第一節 計量士（略）

第二節 適正計量管理事業所（略）

第九章 雑則

第十章 罰則

準用規定

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録）

第七條 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業

二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

(登録の申請)

第百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 事業所の所在地
- 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- 五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容
  - イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士
  - ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

(登録の基準)

第百九条 都道府県知事は、第百七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

- 一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）を行うものであること。
- 三 当該事業が第百二十一条の二に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。

(事業規程)

第百十条 第百七条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

(証明書の交付)

第百十条の二 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、

経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

#### (適合命令)

第百十一条 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (登録の失効)

第百十二条 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

#### (登録の取消し等)

- 第百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 次条において準用する第六十二条第一項又は第百十六条の規定に違反したとき。
  - 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
  - 三 第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第百十条第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
  - 五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。
  - 六 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

#### (準用)

第百十四条 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百十四条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

#### (経済産業省令への委任)

第百十五条 第百七条から前条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、

経済産業省令で定める。

## 第二節 計量証明検査

第百十六条 ～ 第百二十一条（略）

## 第三節 特定計量証明事業

（認定）

第百二十一条の二 特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（証明書の交付）

第百二十一条の三 前条の認定を受けた者（以下「認定特定計量証明事業者」という。）は、同条の認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

（認定の更新）

第百二十一条の四 第百二十一条の二の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第百二十一条の二及び前条第一項の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（認定の取消し）

第百二十一条の五 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第百二十一条の二各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 不正の手段により第二百二十一条の二の認定又は前条第一項の認定の更新を受けたとき。

(準用)

第二百二十一条の六 第四十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、認定特定計量証明事業者に準用する。

#### 第四節 特定計量証明認定機関

(指定の申請)

第二百二十一条の七 第二百二十一条の二の指定は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、同条の認定を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第二百二十一条の八 経済産業大臣は、第二百二十一条の二の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が第二百二十一条の二の認定（以下この条及び次条において単に「認定」という。）を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 前号に定めるもののほか、認定が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 五 その指定をすることによって申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することにならないこと。

(認定の義務)

第二百二十一条の九 特定計量証明認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

2 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、前条第一号に規定する者にその認定を実施させなければならない。

(準用)

第二百二十一条の十 第二十七条、第二十八条の二、第三十条から第三十二条まで、第三十五条から第三十八条まで及び第百六条第二項の規定は、特定計量証明認定機関及び第二百二十一条の二の認定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定

市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七条、第二十八条の二第一項及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第二百一十一条の二」と、第二十八条の二第二項中「前三条」とあるのは「第二百一十一条の七、第二百一十一条の八及び第二百一十一条の十において準用する第二十七条」と、第三十五条中「第二十八条第二号」とあるのは「第二百一十一条の八第一号」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第二百一十一条の八第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

## 第七章 適正な計量管理

### 第一節 計量士

第二百二十二条 ～ 第二百二十六条（略）

### 第二節 適正計量管理事業所

第二百二十七条 ～ 百四十六条（略）

## 第九章 雑則

### （報告の徴収）

第四百七十七条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者（特定商品であつてその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記したもの（以下「特定物象量が表記された特定商品」という。）を販売する者を含む。次条第一項において同じ。）に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

### （立入検査）

第四百八十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の

事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第四百四十九条 ～ 第五百七十七条（略）

（手数料）

第五百八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 ～ 九（略）

十 第二百十一条の二の認定を受けようとする者

十一 第二百十一条の四第一項の認定の更新を受けようとする者

十二 ～ 十七（略）

2 （略）

3 前二項の手数料は、研究所が行う検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構が行う第二百十一条の二の認定、第二百十一条の四第一項の認定の更新、第四百四十三条第一項の登録、第四百四十四条の二第一項の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項

若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

#### 4 (略)

(公示)

第百五十九条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 ～ 十 (略)

十一 第二百二十一条の二の指定をしたとき。

十二 第二百二十一条の二の認定をしたとき。

十三 第二百二十一条の五の規定により認定を取り消したとき。

十四 第二百二十一条の十において準用する第三十二条の届出があったとき。

十五 第二百二十一条の十において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は第二百二十一条の二の認定の業務の停止を命じたとき。

十六 ～ 二十二 (略)

#### 2 ～ 4 (略)

第百六十条 ～ 第百六十一条 (略)

(聴聞の特例)

第百六十二条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第百十三条又は第二百二十三条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十八条（第百六条第三項、第二百二十一条第二項及び第二百二十一条の十において準用する場合を含む。）、第六十七条（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項、第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）、第八十九条第五項（第百一条第三項において準用する場合を含む。）、第九十九条（第百一条第三項において準用する場合を含む。）、第百十三条、第二百二十一条の五、第二百二十三条、第三百三十二条、第四百一条又は第四百五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(審査庁)

第百六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政庁とみなす。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(計量調査官)

第百六十五条 経済産業大臣は、その職員であつて経済産業省令で定める資格を有するもののうちから、計量調査官を任命し、審査請求に関する事務に従事させるものとする。この場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）」とあるのは、「計量調査官」とする。

(計量に関する教習)

第百六十六条 研究所は、計量に関する事務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、計量に関する教習を行うことにより、必要な技術及び実務を教授する。

2 前項に規定するもののほか、同項の教習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### 第百六十七条 (略)

##### (経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

##### (研究所が処理する事務)

#### 第百六十八条の二 (略)

##### (研究所の行う立入検査)

第百六十八条の三 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 研究所は、前項の指示に従って第一項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする研究所の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

##### (研究所に対する命令)

第百六十八条の四 経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

##### (機構が処理する事務)

第百六十八条の五 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二百一条の二の規定による認定に関する事務

二 第二百一条の四第一項の規定による認定の更新に関する事務

三 ～ 六 (略)

七 第五十九条第一項の規定による公示に関する事務（同項第四号（第百四十六条において準用する第六十六条の規定により認定が効力を失ったことの確認に係る部分に限る。）、第十二号、第二十一号及び第二十二号に係るものに限る。）

##### (機構の行う立入検査)

第百六十八条の六 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 第百六十八条の三第二項から第四項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

(機構に対する命令)

第百六十八条の七 経済産業大臣は、第百六十八条の五（第百四十五条、第百四十七条第一項及び第百四十八条第一項に係る部分に限る。）及び前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(都道府県が処理する事務)

第百六十八条の八 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第百六十九条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

(事務の区分)

第百六十九条の二 第四十条第二項（第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第百条において準用する場合を含む。）、第九十一条第二項及び第三項並びに第二百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務（同条第二項から第四項までに規定するものにあつては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第二百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

## 第十章 罰則

第百七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百七条の規定に違反した者
- 二 第百十三条の規定による命令に違反した者

第百七十一条 第三十八条（第百六条第三項、第二百一十一条第二項及び第二百一十一条の十において準用する場合を含む。）又は第百四十一条の規定による業務の停止の命令に違反し

た場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第百十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 二 第六十三条第三項、第八十四条第三項又は第九十七条第一項の規定に違反して表示を付した者

第百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第二百二十四条の規定に違反した者
- 二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四条、第八十六条、第九十八条、第一百一十一条、第二百二十三条又は第三百一条の規定による命令に違反した者
- 三 ～ 七 (略)
- 八 第一百十条の二第二項、第二百一一条の三第二項、第三百六条第二項又は第四百四十四条第三項の規定に違反して標章を付した者
- 九 ～ 十 (略)

第百七十四条 (略)

第百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四百七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第四百八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 四 ～ 五 (略)

第百七十六条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十一条（第百六条第三項、第二百一一条第二項、第二百一一条の十及び第四百四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三十一条に規定する事項を記

載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第三十二条（第百六条第三項、第百二十一条第二項、第百二十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百四十七条第二項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十八条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二条から第百七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第百七十八条 第六十二条第一項（第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百七十九条 第百六十八条の四又は第百六十八条の七の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究所又は機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第百八十条 第四十二条第一項（第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項（第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第百十四条、第百二十一条の六、第百三十三条及び第百四十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 別表第三（第四条関係）

物象の状態の量	計 量 単 位
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン
力のモーメント	重量キログラムメートル
圧力	重量キログラムメートル毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル 水銀柱メートル 水柱メートル
応用	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル
仕事	重量キログラムメートル
工率	重量キログラムメートル毎秒
熱量	カロリー

熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度　カロリー毎時 毎メートル毎度
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度
濃度	質量百分率　質量千分率　質量百万分率　質量十億分率 質量一兆分率　質量千兆分率　体積百分率　体積千分率 体積百万分率　体積十億分率　体積一兆分率 体積千兆分率　ピーエッチ

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (準備行為)

第二条 この法律による改正後の計量法（以下「新法」という。）第二百二十一条の二の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法の例によりすることができる。

### (経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の計量法 第七条の登録を受けて計量証明の事業を行っている者であつて当該事業が新法第九条第三号に規定する事業に該当するものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（当該期間内に新法第七条の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日）までの間は、新法第七条の規定にかかわらず、当該計量証明の事業を行うことができる。その者が当該期間内に新法第八条の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

### (政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 準用規定

### (欠格条項)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

### (指定の更新)

第二十八条の二 第二十条第一項の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

### (業務規程)

第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不相当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

### (帳簿の記載)

第三十一条 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### (業務の休廃止)

第三十二条 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

### (解任命令)

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十八条第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期

検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。
- 四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者（以下「届出製造事業者」という。）がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立

した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

(指定の基準)

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

第百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七条から第二十八条の二まで及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第十六条第一項第二号イ」と読み替え

るものとする。

\*これらは間違いのないように作成したつもりですが、疑義が生じた場合には環境認定課までお問い合わせ下さい。